

6. 事務室より

事務室からは学校でかかるお金について、また、それに関わる手続きについてご説明します。

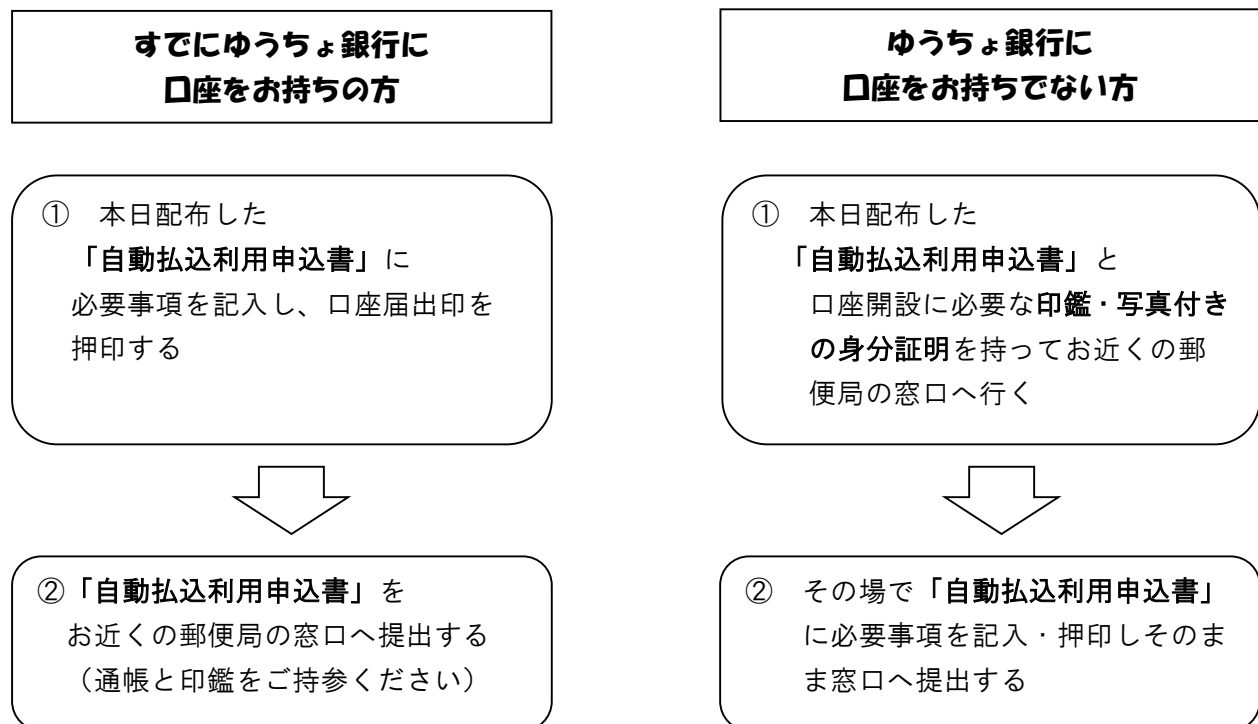
1. 学校で必要なお金について

- ☆ 教材費…授業で使用するワークや材料等を購入するためのお金です。
令和2年度の集金額は 18,000円 でした（参考）
- ☆ 旅行積立…修学旅行に使うためのお金です。1年生の時から積立ってます。
1年生で 32,000円、2年生で 32,000円 計 64,000円 積み立ってます。
- ☆ 生徒会費…生徒会活動、専門委員会活動等に使うお金です。
年間 1,200円 の集金です

毎月の振替日や振替金額等は、入学後にお知らせいたします。その他、PTA 会費や部活動に関わる費用など、別途集金されるものもあります。

2. 入学前にしていただく手続きについて

青木中学校では学校でかかるお金については、ゆうちょ銀行での口座振替を行っています
全ご家庭で口座登録の手続きが必要となります



どこのゆうちょ銀行の口座でもお使いいただけます

お近くの郵便局の窓口へ 2月26日（金）までにご提出ください

3. 就学援助制度について

就学援助制度とは、法律に基づき各市町村が小・中学生のいるご家庭に学用品費や学校給食費、修学旅行費などを援助するものです。生活保護とは異なり、学校に関するものの費用のみに限定されています。

<認定までの流れ>

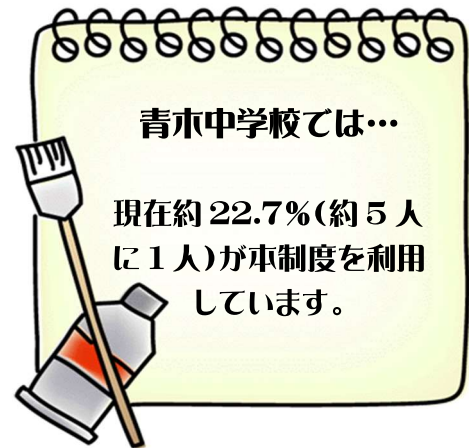
川口市の住民※1であればだれでも申請ができます。

手続きの流れは

- ① 申請書をもらう
- ② 必要事項を記入する
- ③ 学校へ提出する となっています。

その後、学校から教育委員会へ申請手続きをし、審査のうえ認定となると援助を利用できます。認定には一定の所得基準があり、この基準は市町村により違います。

※1 市外にお住まいの場合は、住所がある市区町村での手続きとなります。



川口市の認定のめやす (令和2年度版お知らせより)

20歳以上	20歳未満	所得基準額	20歳以上	20歳未満	所得基準額
1人	1人	220万円	3人	1人	360万円
	2人	310万円		2人	440万円
	3人	360万円		3人	480万円
	4人	420万円		4人	550万円
2人	1人	290万円	4人	1人	410万円
	2人	380万円		2人	500万円
	3人	420万円		3人	540万円
	4人	490万円		4人	610万円

左記の表はあくまでもめやすです。ご家族の状況によって一律ではありませんので、申請の希望があれば、まずは手続きをしていただくことをお勧めしています。

申請書は学校にあります。また、川口市のWebサイトからもダウンロードすることができます。

印鑑・通帳を持ってきていただければ、その場で申請できます。



<実際の補助金額>

川口市では以下のようになっています。(市区町村により異なります)

- ☆ 給食費 全額負担(実食分)
- ☆ 学用品費 1年生 月額1,809円 2・3年生 月額1,990円
- ☆ 新入学用品費 47,400円(入学式当日までに申請された方)
- ☆ 校外活動費 2,180円上限(年度毎1回)
- ☆ 修学旅行費 実費(一部除外有)
- ☆ 体育実技費 体育の選択授業で竹刀・柔道着を購入した場合3年間で1回

＜申請に必要な書類について＞

申請書類は A4 両面で 1 枚となっています。こちらに必要事項を記入し、通帳の写しを貼付して提出してください。

※ 原則、所得の証明書は必要ありません。しかし、市外からの転入や外国籍の方など、一部後日証明を頂く場合があります

所得のめやすに関わらず、ご希望があるご家庭はとりあえず申請されることをおすすめしています。この説明会后、事務室にて申請用紙をお渡しできますのでお帰りの際にお声掛けいただくことも可能です。また、後日取りに来ていただくことや、川口市の Web サイトからもダウンロードすることもできます。

現時点での提出先は通われている小学校となります。新 1 年生としての認定の最終締め切りは中学校入学式の日※となりますので、ご注意ください。現在小学校で認定を受けているご家庭は改めて申請する必要はありません。

※申請は年間を通していつでも可能ですが、新 1 年生の新入学用品費につきましては、入学式の日までに申請がないと補助ができず、支給額に差がでてしまいます。申請のご希望があればできるだけお早めにご提出ください。



就学援助の申請や認定後の手続きについては、個人情報保護の観点からも、すべてのお手紙は封書で行っていますが、お子様への配慮などから郵送でのやりとりをご希望される場合は、遠慮なくご連絡ください。また、一度申請して不認定になった場合でも、ご家庭の状況の変化で再度認定になることもございます。ご不明な点などはいつでもご相談ください。

4. 給食費について

給食費につきましては、学校は経由せず、直接川口市がご家庭の口座から振替えています。小学校で登録した口座を引き続き使用します。今回手続きしていただく教材費の口座（ゆうちょ銀行）には自動的に変更されませんのでご注意ください。進学に伴い給食費の口座もあわせてゆうちょ銀行へ変更を希望されるご家庭は事務室までご連絡ください。（登録の用紙をお渡しします。変更の反映は中学校入学後からとなります。）

市外からの転入の方については別途手続きが必要です。「川口市学校給食申込書」と「川口市学校給食費口座振替依頼書兼自動払込利用申込書」をご提出ください。（別途用紙をお渡しいたします）

5. 事務室のしごとについて

事務室では、学校でかかるお金のこと、就学援助のこと、その他学習環境を整備することなどを担当しています。事務室は職員玄関入ってすぐ右側にあります。様々な手続きやお困りごとなど、なにかありましたら遠慮なくいつでもお越しください。（青木中学校 Web サイトにもページがあります。そちらもご覧ください）